

財政援助団体等監査結果報告書

- 1 監査の対象 指定管理者 株式会社 北陸共立
管理施設 石川県こまつ芸術劇場「うらら」
所管課 にぎわい交流部 文化振興課

2 選定理由

石川県こまつ芸術劇場「うらら」は、前回の監査実施から一定の期間を経ていることから監査対象とした。なお、前回は平成 28 年度に実施している。

- 3 監査の種別 公の施設の指定管理者監査

- 4 監査実施日 令和 3 年 9 月 27 日

- 5 監査実施場所 石川県こまつ芸術劇場「うらら」

6 監査の範囲

令和 2 年度の石川県こまつ芸術劇場管理運営費にかかる出納，その他の事務事業の執行状況

- 7 監査の実施体制 監査委員 小栗 巖，監査委員 表 靖二

8 監査の実施手続

監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、学識経験者及び監査委員事務局職員が管理委託に関する内容等の閲覧，帳簿突合，質問及び現地確認等の予備監査を行った。

監査当日は石川県こまつ芸術劇場「うらら」において、株式会社北陸共立関係職員並びに所管課であるにぎわい交流部長ほか文化振興課（旧観光文化課）関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

なお、この財政援助団体等監査において、地方自治法第 199 条第 8 項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属の税理士を選任し、予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。

9 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次の通りである。

- (1) 施設及び設備の維持管理は、仕様書等どおり適切かつ効率的に行なわれているか。
- (2) 利用促進ならびに利用者サービスの向上のための取り組みはなされているか。
- (3) 公の施設の管理にかかる収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (4) 指定管理者に対する所管課の指導監督は適切に行われているか。

10 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、監査を実施した範囲においておおむね良好に執行がなされていると認められた。事務処理上にわたる注意事項は、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

11 監査の結果に添える意見

<株式会社 北陸共立>

当施設は、市民に対し優れた芸術文化を享受するとともに地域交流活動の促進に寄与する文化交流施設である。

令和元年度末以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、公演中止や事業規模の縮小を余儀なくされているが、今後、社会状況の変化に伴い公演の在り方や様式などが変化することも考えられる。事業運営においてはこれらの多様な変化に対応し、引き続き情熱を持って取り組まれ、提案型の手法により創造的な活動が持続されることを望むものである。